

大口町経営改善貸付利子補給補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）の小規模事業者経営改善資金貸付（以下「マル経」という。）の融資を受けた者に対し、利子の一部を予算の範囲内において補助することにより、小規模事業者の負担軽減と事業の振興に寄与することを目的とする。

(補助の対象)

第2条 補助の対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 大口町内に主たる事業所を有し大口町商工会において経営指導を受けている者
- (2) 融資期間が3年以上の融資を受ける者
- (3) 町税（大口町税条例（昭和38年大口町条例第15号）第3条に規定する町税及び大口町国民健康保険税条例（昭和41年大口町条例第12号）第2条に規定する国民健康保険税をいう。）の滞納がない者（法人の場合は代表者を含む。）

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、融資期間内における当初12月分の利子の額とする。ただし、100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(申請の方法)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、大口町経営改善貸付利子補給補助金交付申請書（様式第1）に所要事項を記入し、公庫が発行する支払額明細書の写しを添付し、町長に提出するものとする。

(補助金の決定等)

第5条 町長は補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは補助金の額を決定し、大口町経営改善貸付利子補給補助金交付決定通知書（様式第2）により、補助金の交付が適当でないと決定したものについては、大口町経営改善貸付利子補給補助金却下通知書（様式第3）によ

りそれぞれ通知するものとする。

(補助金の請求)

第6条 前条の決定通知を受けた者は、速やかに補助金交付請求書(様式第4)により、町長に補助金の請求を行うものとする。

(補助金の交付)

第7条 町長は、前条の請求書に基づき速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の制限)

第8条 前条に基づき補助金の交付を受けた者が、補助対象となった融資の実行日から1年を経過する日までの間に新たなマル経を受けたときには、この要綱の規定は適用しないものとする。

(補助金の取消し又は補助金の返還)

第9条 町長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。ただし、その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) この要綱又は補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 書類提出に虚偽の事項を記載し、補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助対象融資決定後に融資条件を著しく変更したとき。
- (4) 融資実行後1年以内に繰上げ償還したとき。

(その他必要事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則(平成23年3月29日 大口町告示第17号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月29日 大口町告示第54号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月30日 大口町告示第49号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1（第4条関係）

大口町経営改善貸付利子補給補助金交付申請書

年 月 日

大口町長 様

住所

氏名

大口町経営改善貸付利子補給補助金交付要綱第4条の規定に基づき、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

申請金額 金 円

添付書類 支払額明細書の写し
融資決定状況通知書の写し

様式第2（第5条関係）

大口町経営改善貸付利子補給補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

大口町長 印

年 月 日付けで申請のあった補助金については、大口町経営改善貸付利子補給補助金交付要綱第5条の規定により、金 円を交付することに決定したので通知します。

※補助金の返還

補助対象となった利子の全部若しくは一部が、清算等により支払われなかった場合その利子分は町に返納すること。

様式第3（第5条関係）

大口町経営改善貸付利子補給補助金却下通知書

第 号
年 月 日

様

大口町長 印

年 月 日付けで申請のあった補助金については、大口町経営改善貸付利子補給補助金交付要綱第5条の規定により、下記の理由により却下することにしたので通知します。

記

却下の理由

様式第4（第6条関係）

補助金交付請求書

年 月 日

大口町長 様

住所
氏名

下記の金額を請求します。

記

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号による大口町経営改善貸付利子補給補助金として

振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 農協	支店
口座名義人 (カタカナ)		
種 別	普通 当座	
口座番号		